

JSG ニュースレター

<Tax>

「革新的な研究開発および先進的な 製造プロセス設備に対する投資税額控除弁法」 草案を經濟部が予告

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

經濟部は5月1日付で[産業創新条例第10条の2の関連弁法「会社の革新的な研究開発および先進的な製造プロセス設備に対する投資税額控除弁法」](#)（以下「[本弁法](#)」）の草案予告を公表しました。当該草案のポイントは、下表のとおりです。

重要な項目	ポイント
用語の定義 (草案第2条)	<ul style="list-style-type: none">● グローバルサプライチェーンにおいて重要な地位にあるとは、会社が生産する製品または提供する役務が国際市場において影響力を有することを指す。● 革新的な研究開発とは、会社がグローバルな先端技術または円熟した製造技術の革新的な応用に投じる研究開発活動を指す。● 先進的な製造プロセスの新規機器または設備とは、会社がグローバルな先端技術、かつ、商業化が可能な量産技術の開発のため、またはすでに量産されている製造技術の革新的な応用発展のために

	<p>購入し、自社で使用する新規機器および設備を指す。</p>
<p>適用対象および適用要件（草案第3条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本弁法規定により投資税額控除の適用を申請する会社は、台湾国内で技術革新を行い、かつ、グローバルサプライチェーンにおいて重要な地位になければならない。また、以下の適用要件を満たす必要がある。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究開発費用が新台幣ドル 60 億元に達する。 2. 研究開発費用が営業収入純額に占める割合が 6%に達する。 3. 当該年度の実効税率が以下の比率を下回らない。 <ol style="list-style-type: none"> (i) 2023 年度は 12%。 (ii) 2024 年度からは 15%(ただし、2024 年度は經濟部及び財政部が各国の施行状況を勘案したうえで、12%への調整を行政院に上程できるものとする)。 4. 直近 3 年以内において環境保護、労務または食品安全衛生に関する法律に違反しておらず、かつ、重大な問題が生じていない。 ● 研究開発支出額および比率は、会計士監査済の当該年度の単体包括利益計算書の金額を基準とする。 ● 実効税率は、徴税機関が査定した分子および分母の各項目の数値により計算したものを基準とする。
<p>研究開発に対する投資税額控除規定（草案第8条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 革新的な研究開発に対する支出について、支出額の 25%を当該年度の営利事業所得税額から控除できる。なお、当該会社の当該年度の営利事業所得税額の 30%を上限とする。
<p>機器設備に対する投資税額控除規定（草案第10条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 同一課税年度に購入し、自社の先進的な製造プロセスに使用する新規機器または設備の支出総額が新台幣ドル 100 億元に達する場合、当該支出総額の 5%を当該年度の営利事業所得税額から控除できる。なお、当該会社の当該年度の営利事業所得税額の 30%を上限とする。 ● 前項にいう当該年度とは、会社が購入し、自社の先進的な製造プロセスにおいて使用する新規機器または設備の引き渡し年度を指す。
<p>各種投資税額の合計控除限度額（草案第12条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 同一課税年度において、本弁法の投資税額控除の適用許可を申請する、または、産業創新条例（以下「本条例」）もしくはその他の法律規定の投資税額控除を併せて適用するとき、その当該年度に控除が可能な合計限度額は、当該年度の営利事業所得税額の 50%を上限とする。ただし、その他の法律規定により、当該年度が税額控除適用

	<p>の最終年度であり、かつ、税額控除金額が制限を受けない場合は、これに限らない。</p>
<p>研究開発および機器、設備に対する投資税額控除の申請規定（草案第 13、14 条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本弁法の投資税額控除を適用申請する場合、当該年度の営利事業所得税確定申告期間開始の 3 か月前から申告期間終了日までに規定の書類を添付し、中央目的事業主管機関に申請し、第 3 条第一項に定める適用要件を満たすか審査を受けなければならない。申請期限を過ぎた場合は、中央目的事業主管機関は受理しない。 ● 注意：機器設備の投資税額控除は書面申請であり、オンライン申請である産業創新条例第 10 条の 1 とは申請方法が異なる点、留意が必要。
<p>租税優遇措置の重複適用は不可（草案第 18 条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本条例第 10 条の 2 第一項規定を申請適用する会社は、その当該年度の研究開発に対する支出について、本条例第 10 条、第 12 条の 1 第一項およびその他の法律の研究開発奨励を目的に供される所得税優遇措置の適用はできない。 ● 本条例 10 条の 2 第二項規定を申請適用する会社は、その当年度の機器および設備の購入にかかる支出について、本条例第 10 条の 1 およびその他の法律に規定する機器または設備に対する投資の所得税優遇措置の適用はできない。
<p>会社が適用要件を満たさない場合の措置（草案第 19 条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 中央目的事業主管機関による審査の結果、当該年度は適用要件を満たさないが、本条例第 10 条、第 10 条の 1 の投資税額控除の適用を希望する場合、中央目的事業主管機関の審査結果が送達された翌日から 1 か月以内に、規定フォーマットにより会社所在地の管轄の徴税機関に対して第 17 条申告資料の更正を請求することができる。なお、中央目的事業主管機関には副本を提出する。更正請求の期限を過ぎた場合、徴税機関は受理しない。

勤業衆信の見解

- 本草案によると、産業創新条例第 10 条の 2 と第 10 条の研究開発投資税額控除は、適用される支出項目に大きな差はありません。主な相違点は、産業創新条例第 10 条の 2 の研究開発投資税額控除の優遇適用要件の基準が高いことです。グローバルサプライチェーンにおいて重要な地位にある会社で、かつ、関連の支出額が規定に達している場合に限られます。控除率の 25% は、産業創新条例第 10 条の最高控除率 15% よりも高いですが、革新的な研究開発に対する支出に該当する場合のみ適用が可能であり、その他の研究開発支出には、研究開発に対する租税優遇の適用がされません。さらに、控除ができるのは当該年度に限られ、控除率 10% か 3 年以内の控除を選択することができる産業創新条例第 10 条のような柔軟性はありません。

享受し得る租税優遇を把握し、適用の選択を慎重に評価する必要があります。
- 産業創新条例第 10 条の 2 を申請し、審査の結果、適用不可となった場合、産業創新条例第 10 条および第 10 条の 1 の適用への更正を請求をすることができ

ます。ただし、中央目的事業主管機関の審査結果が送達された翌日から1か月以内に、規定のフォーマットで管轄の徴税機関に更正請求をしなければならない点にご注意ください。更正請求期限を過ぎた場合、徴税機関は受理できません。適用不可となった場合には、期限内に更正請求を行い、本来享受し得る租税優遇を享受できるよう、審査の進捗にご留意ください。



Get in touch

[過去のニュースレターはこちら](#)

[台湾 JSG のホームページはこちら](#)



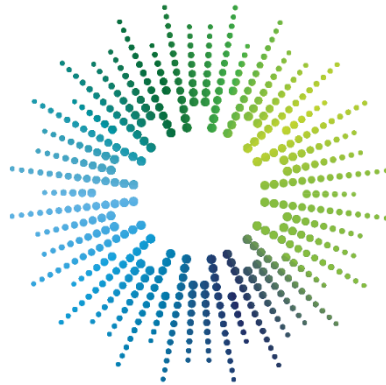
Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についての責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびに各メンバーファームおよびそのグローバルネットワーク（総称して“デロイトネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供することはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。

本資料の正確性または網羅性について、明示的、暗示的に関わらず、いかなる表明、保証または承諾も行っておりません。DTTL、DTTL の各メンバーファーム、関係法人、従業員または代理人は、本資料の利用者が本資料に依拠することにより、直接的または間接的に生じた損失または損害について一切責任を負わないものとします。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は法的に独立した組織体です。

©2023 勤業暹信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

<Tax>

「公司前瞻創新研究發展及先進製程設備支出適用 投資抵減辦法」草案預告

經濟部於 5 月 1 日預告 [產業創新條例第 10 條之 2 子辦法「公司前瞻創新研究發展及先進製程設備支出適用投資抵減辦法」草案](#)，謹將本草案重點表列如下：

重要項目	重點內容
名詞定義 (草案第 2 條)	<ul style="list-style-type: none">● 居國際供應鏈關鍵地位，指公司生產之產品或提供之服務在國際市場具影響力。● 前瞻創新研究發展，指公司投入國際領先技術或成熟製造技術之創新性應用研究發展活動。● 先進製程之全新機器或設備，指公司為投入開發國際領先且可商業化量產之技術，或發展已達商業化量產之成熟製造技術之創新性應用，所購置自行使用之全新機器與設備。
適用對象及資格條件 (草案第 3 條)	<ul style="list-style-type: none">● 依辦法規定申請適用投資抵減之公司，應於我國境內進行技術創新且居國際供應鏈關鍵地位，並符合下列資格條件：<ol style="list-style-type: none">1. 研究發展費用達新臺幣 60 億元。

	<ol style="list-style-type: none"> 2. 研究發展費用占營業收入淨額比率達6%。 3. 當年度有效稅率未低於下列比率： <ol style="list-style-type: none"> (i) 112 年度為 12%。 (ii) 自 113 年度起為 15%。(但 113 年度由經濟部會同財政部審酌國際間施行狀況，得報請行政院核定調整為 12%)。 4. 最近三年內無違反環境保護、勞工或食品安全衛生相關法律且情節重大情事。 <ul style="list-style-type: none"> ● 研發金額及比率以公司經會計師查核簽證之當年度個體綜合損益表金額為準。 ● 有效稅率以稅捐稽徵機關核定分子及分母各項目數額計算為準。
研發投資抵減規定 (草案第 8 條)	<ul style="list-style-type: none"> ● 公司前瞻創新研究發展之支出，得按支出金額 25%，抵減當年度應納營利事業所得稅額，並以不超過該公司當年度應納營利事業所得稅額 30%為限。
機器設備投資抵減規定 (草案第 10 條)	<ul style="list-style-type: none"> ● 公司同一課稅年度購置自行使用於先進製程之全新機器或設備之支出總金額達新臺幣 100 億元者，得按該支出總金額 5%，抵減當年度應納營利事業所得稅額，並以不超過該公司當年度應納營利事業所得稅額 30%為限。 ● 前項所稱當年度，指公司購置自行使用於先進製程之全新機器或設備之交貨年度。
各項投資抵減合計抵減上限 (草案第 12 條)	<ul style="list-style-type: none"> ● 公司於同一年度申請核准適用本辦法投資抵減，或與本條例或其他法律規定之投資抵減合併適用時，其當年度合計得抵減總額，以不超過當年度應納營利事業所得稅額 50%為限。但依其他法律規定當年度為最後抵減年度且抵減金額不受限制者，不在此限。
研發及機器設備投抵申請規定 (草案第 13、14 條)	<ul style="list-style-type: none"> ● 公司申請適用本辦法投資抵減，應於辦理當年度營利事業所得稅結算申報期間開始前三個月起至申報期間截止日內，檢附規定文件，向中央目的事業主管機關申請審查是否符合第三條第一項所定資格條件，逾期申請者，中央目的事業主管機關應不予受理。 ● 注意：機器設備投抵採書面申請，與產創條例第 10 條之 1 採線上申請不同。
不得重複適用租稅優惠 (草案第 18 條)	<ul style="list-style-type: none"> ● 申請核准適用本條例第十條之二第一項規定之公司，其當年度全部研究發展支出，不得適用本條例第十條、第十二條之一第一項及

	<p>其他法律為鼓勵研究發展目的提供之所得稅優惠。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請核准適用本條例第十條之二第二項規定之公司，其當年度全部購置機器及設備支出，不得適用本條例第十條之一及其他法律規定機器或設備投資之所得稅優惠。
<p>公司不符適用資格條件者之處置（草案第19條）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 公司經中央目的事業主管機關審查當年度不符資格條件規定，且欲適用本條例第十條、第十條之一投資抵減者，得於中央目的事業主管機關審查結果送達之次日起一個月內，依規定格式向公司所在地稅捐稽徵機關申請更正第十七條申報資料，並副知中央目的事業主管機關；其逾期末申請更正者，稅捐稽徵機關應不予受理。

勤業眾信觀點

1. 依本草案內容觀之，產創條例第10條之2和第10條的研發投抵在適用支出項目並無重大差異，主要差異在於產創條例第10條之2研發投抵優惠適用門檻高，僅限居國際供應鏈關鍵地位公司且相關支出達規定者適用，抵減率25%也高於產創條例第10條最高抵減率15%；惟只有符合前瞻創新研究發展支出可適用，其餘研發支出不得再適用其他研發租稅優惠；且僅限當年度抵減，不若產創條例第10條有可選擇抵減率10%、3年內抵減的彈性規定。公司應審慎評估選擇適用，以掌握應有的租稅優惠。
2. 申請產創條例第10條之2公司若經審查資格不符，可更正申請適用產創條例第10條及第10條之1，惟應注意須於中央目的事業主管機關審查結果送達之次日起一個月內，依規定格式向公司所在地稅捐稽徵機關申請更正；其逾期末申請更正者，稅捐稽徵機關將不予受理。公司務必注意審查進度，若資格不符，應依限申請更正，才能維護應有租稅優惠。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱 “DTTL”)，以及其一家或多家全球會員所網絡及其相關實體 (統稱為 “Deloitte 組織”)。DTTL (也稱為 “Deloitte 全球”) 每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，彼此之間不對第三方承擔義務或約束。DTTL 每一個會員所及其相關實體僅對其自身的作為和疏失負責，而不對其他的作為承擔責任。DTTL 並不向客戶提供服務。更多相關資訊，請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱“DTTL”)、其會員所或其相關實體的全球網路(統稱為“Deloitte 組織”)均不透過本出版物提供專業建議或服務。在做出任何決定或採取任何可能影響企業財務或企業本身的行動之前，請先諮詢合格的專業顧問。

對於本出版物中資料之準確性或完整性，不作任何陳述、保證或承諾(明示或暗示)，DTTL、其會員所、相關實體、僱員或代理人均不對與依賴本出版物的任何人直接或間接引起的任何損失或損害負責。DTTL 及其每個成員公司及其相關實體在法律上是獨立的實體。

© 2023 勤業眾信版權所有 保留一切權利